

公益社団法人農業農村工学会全国土地改良工事等表彰規程

平成 28 年 3 月 18 日 制 定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人農業農村工学会規則第 31 条の規定に基づき、農政局長等の表彰を受けた優良工事等から、将来の技術発展に大きく寄与することが期待される革新的な新技術の提案、導入等を行った工事等を学術的、技術的に評価し、表彰することで、土地改良事業に関わる新技術の開発、導入を促進することを目的とする。

(賞の名称)

第 2 条 賞は、全国土地改良工事等学術技術最優秀賞と称する。

(対象)

第 3 条 過去 3 カ年の間に農政局長等の表彰を受けた優良工事等を対象とする。

(審査)

第 4 条 土地改良事業及び関連する技術開発等に精通する学識経験者等の中から中立性、公平性が確保されるよう人選を行い、全国土地改良優良工事等審査会（以下「審査会」という）を編成する。

2 審査会は、審査会長及び委員 5 名程度をもって構成する。

3 審査会長及び委員は、学会長が委嘱する。

4 審査会は、審査会長が招集する。

(表彰)

第 5 条 審査会で選定された工事等について、新技術の開発者、導入提案者、又は施工者を、審査会長が表彰する。

(選定基準等)

第 6 条 選定の基準等この規程の運用に必要な事項は、審査会において定める。

附則

この規程は、平成 28 年 3 月 18 日から施行する。

全国土地改良工事等学術技術最優秀賞の選定基準等

平成 28 年 3 月 18 日 制 定

令和 7 年 12 月 9 日 改 定

1 対象

全国土地改良工事等学術技術最優秀賞（以下「最優秀賞」という。）の表彰対象となる優良工事等は、地方農政局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長（以下「農政局長等」という。）が発注し、前年度までの過去 3 年間に完成した工事及びこれに密接に関係する業務であって、農政局長等の表彰を受けたものとする。

2 審査の方法

審査は、農業農村工学会に設ける全国土地改良優良工事等審査会（以下「審査会」という。）が行い、優良工事等の中から最優秀賞を数点選定する。審査会は、農林水産省農村振興局施工企画調整室長と 5 名程度の学識経験者で構成し、審査会長は学識経験者から選出する。

3 選定の基準

（1）工事

- ① 工事实施に際して導入した新技術、新工法に革新性または先駆性があり、将来の土地改良工事の技術発展に大きく寄与するものとして、学術的にも高く評価できる工事を最優秀賞として選定する。
- ② 新技術の導入は、本体工事以外の仮設計画や安全管理、環境保護対策であっても、革新性または先駆性を学術的に高く評価できるものは対象とする。
- ③ 地形、地質、気象、流況等の現場条件が極めて特殊であって、学術的に優れた工法や仮設計画の独自の工夫によりこれを克服して、優良な成績を収めた工事については、審査会委員の合意がある場合に限り、新技術、新工法の導入に該当するものとして扱う。
- ④ 成果の普及の観点から、工事に関する内容を学会誌や業界紙に公表していることの有無も審査の対象とする。

（2）業務

- ① 業務については、新技術、新工法の開発または導入があり、その革新性または先駆性を学術的に高く評価できるもので、実際に施工され、その成果や効果を確認できるものを対象とする。

4 表彰の方法

選定された工事または業務の請負者の代表者を審査会長名で最優秀賞として表彰する。ただし、工事については、新技術の開発者や導入提案者の功績が特に顕著と認められる場合には、併せてその者を表彰する。

5 その他

前年度から継続審査しているものについては、完成年度によらず 1 の対象とする。

全国土地改良優良工事等審査会

2025 年度委員等名簿

[委員] *新任

会長	久保成隆*	東京大学	名誉教授
委員	川島秀樹*	農林水産省農村振興局	施工企画調整室長
委員	桐 博英*	農研機構	農村工学研究部門 所長
委員	西村 拓	東京大学大学院	教授 (農業農村工学会会長)
委員	藤澤和謙*	京都大学大学院	教授
委員	毛利栄征	茨城大学	名誉教授

[オブザーバー]

栗本 慧	設計課施工企画調整室	施工基準班	課長補佐
塩屋俊一	土地改良建設協会		専務理事
青山卓二	土地改良建設協会		事務局長
相場千秋	土地改良建設協会		事業部長

[事務局]

小泉 健	農業農村工学会		専務理事
小川 茂男	同		上級調査役
中村 充朗	同		調査研究部長